

# 資料編

# 1 文化芸術振興基本法(平成13年 法律第148号)

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条—第六条）

### 第二章 基本方針（第七条）

### 第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

### 附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団

体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 基本方針

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

## 第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興）

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流等の推進）

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

（芸術家等の養成及び確保）

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

とする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用し

た展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

## 2 文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)の概要

平成23年2月8日 閣議決定

文化芸術振興基本法に基づく、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るための方針。文化芸術を取り巻く諸情勢の変化等を踏まえて第2次基本方針を見直し、今後おおむね5年間(平成23年度～平成27年度)を見通して策定するもの。

### 第1 文化芸術振興の基本理念

#### 1. 文化芸術振興の意義

- 文化芸術は、人々が心豊かな生活を実現していく上で不可欠なもの。何物にも代え難い心のよりどころ(誇りやアイデンティティを形成)であって、国民全体の社会的財産。
- 文化芸術は、創造的な経済活動の源泉、「ソフトパワー」であって、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤となり、国力を高めるもの。
- 心豊かな国民生活を実現するとともに、活力ある社会を構築して国力増進を図るため、文化芸術振興を国の政策の根幹に据え、今こそ新たな「文化芸術立国」を目指す。

#### 2. 文化芸術振興に当たっての基本的視点

##### (1)文化芸術を取り巻く諸情勢の変化

- 民間と行政の役割分担の見直し、地方分権の推進、民間による多様な取組の広がり。
- 地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足。昨今の経済情勢や財政状況、指定管理者制度の導入等の影響により、文化芸術を支える基盤の脆弱化に危機感。
- グローバル化の進展に伴う、相互交流の促進と文化的アイデンティティ・多様性の問題。東アジアにおける交流深化への期待と我が国の国際的地位の相対的低下への懸念。
- 情報通信技術の発展・普及に伴う、利便性の向上と新たな社会的課題の惹起。

##### (2)基本的視点

###### ①成熟社会における成長の源泉

- 「ハード」の整備から「ソフト」と「ヒューマン」への支援に重点を移し、国民生活の質的向上を追求するためにも人々の活力や創造力の源泉である文化芸術の振興が必要。
- 文化芸術は、その性質上、公的支援を必要とし、同時に社会的便益(外部性)を有する公共財であり、社会包摂の機能をもつ。
- 文化芸術への公的支援を社会的必要性に基づく戦略的投資と捉え直す。
- 成熟社会における成長分野として潜在力を喚起し、社会関係資本を増大する観点から、公共政策としての位置付けを明確化。
- 文化芸術の特質を踏まえ、長期的かつ継続的な視点に立って施策を講ずる必要。

###### ②文化芸術振興の波及力

- 文化芸術は、もとより広く社会への波及力を有しており、教育、福祉、まちづくり、観光・産業等

周辺領域への波及効果を視野に入れた文化芸術の振興が必要。

- 雇用増大・地域活性化を図る観点、我が国の文化的存在感を高める観点も踏まえ、自国の強みを活かした施策の戦略的展開が必要。

### ③社会を挙げての文化芸術振興

- 地方公共団体には、地域の実情を踏まえた特色ある文化芸術振興の主たる役割。
- 民間による自発的支援は不可欠。「新しい公共」の担い手としても自立的活動に期待。
- 国では、大局的観点から展望を示すこと、国力の増進と文化芸術活動の基盤・諸条件の整備が主要な役割。地方や民間の取組への支援、地域間格差の是正努力も必要。
- 選択と集中の観点も踏まえ、厳しい財政事情にも照らして重点化・効率化を図りつつ、法制・財政・税制上の措置等により文化芸術活動を支える環境づくりを進める必要。
- 個人、企業、民間団体、地方公共団体、国など各主体が、各々の役割を明確化しつつ相互の連携強化を図り、社会を挙げて文化芸術振興を図る必要。

## 第2 文化芸術振興に関する重点施策

### 1. 六つの重点戦略 ～ 「文化芸術立国」の実現を目指して ～

諸外国の状況も勘案しつつ、文化芸術活動を支える環境を充実させ、国家戦略として新たな「文化芸術立国」を実現するため、以下の六つの重点戦略を強力に推進。

#### 重点戦略1：文化芸術活動に対する効果的な支援

- ◆ 文化芸術団体にとって、より経営努力のインセンティブが働くような助成方法や年間の創造活動への総合的な支援等新たな支援の仕組みを導入
- ◆ 文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入、早急に必要な調査研究、及び可能なところから試行的取組を実施
- ◆ 地域の核となる文化芸術拠点への支援を充実
- ◆ 劇場、音楽堂等の法的基盤の整備について早急に検討
- ◆ 展覧会における美術品損害に対する政府補償制度を導入
- ◆ 寄附文化の醸成や文化芸術資源の活用促進のためのインセンティブ設計を通じ、民間による支援活動を促進、NPO等「新しい公共」による活動を支援
- ◆ 国立の美術館、博物館や劇場の機能充実、より柔軟・効果的な運営の仕組みを整備

#### 重点戦略2：文化芸術を創造し、支える人材の充実

- ◆ 新進芸術家の海外研修やその成果を還元する機会等の充実、顕彰制度の拡充等、若手をはじめとする芸術家の育成に関する支援を充実
- ◆ 文化芸術活動や施設の運営を支える専門的人材の育成・活用に関する支援を充実
- ◆ 無形文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者に対する支援を充実

#### 重点戦略3：子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実

- ◆ 多彩な優れた芸術の鑑賞機会、伝統文化や文化財に親しむ機会を充実
- ◆ コミュニケーション教育をはじめ、学校における芸術教育を充実

#### 重点戦略4：文化芸術の次世代への確実な継承

- ◆ 計画的な修復・防災対策等による文化財の適切な保存・継承
- ◆ 文化財の積極的な公開・活用により、国民が文化財に親しむ機会を充実
- ◆ 文化財の総合的な保存・活用、登録制度等の活用により、文化財保護の裾野を拡大
- ◆ 文化芸術分野のアーカイブ構築に向け、可能な分野から作品・資料等の所在情報の収集や所蔵作品の目録の整備、積極的活用

#### 重点戦略5：文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用

- ◆ 各地に所在する有形・無形の文化芸術資源を地域振興、観光・産業振興等に活用
- ◆ 文化芸術創造都市の取組等新たな創造拠点の形成を支援、各地域における芸術祭、アーティスト・イン・レジデンス等による地域文化の振興を奨励
- ◆ 衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の実態を調査・把握、振興方策を検討

#### 重点戦略6：文化発信・国際文化交流の充実

- ◆ 舞台芸術、美術工芸品等の海外公演・出展、国際共同制作等への支援を充実
- ◆ 中核的国際芸術フェスティバルの国内開催や海外フェスティバルへの参加、特色ある国際文化交流の取組を戦略的に支援、メディア芸術祭は世界的フェスティバルとして一層充実
- ◆ 文化発信・交流の拠点として美術館、博物館や大学の活動・内容を充実
- ◆ 海外の文化遺産保護等、文化財分野における国際協力を充実
- ◆ 東アジア芸術創造都市(仮称)や大学間交流等、東アジアにおける国際文化交流を推進

### 2. 重点戦略を推進するに当たって留意すべき事項

#### (1) 横断的かつ総合的な施策の実施

- 個別施策の企画立案段階から重点戦略相互の関連性に留意、施策を横断的に実施。
- 領域横断的な施策の実施のため、関係府省間の連携・協働をより一層強化するとともに、関係機関・団体等との協力を促進し、国家戦略として施策を総合的に推進。

#### (2) 計画、実行、検証、改善（PDCA）サイクルの確立等

- 重点戦略に係るPDCAサイクルを確立し、不断の改善を図る必要。文化審議会において、施策の進捗状況を年度ごとに点検し、併せて有効な評価手法を確立。

## 第3 文化芸術振興に関する基本的施策

### 1. 文化芸術各分野の振興

#### (1) 芸術の振興

- ▶新たな支援の仕組みを導入し、世界に誇れる文化芸術の創造を支援 ▶文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入、早急に必要な調査研究、及び可能なところから試行的取組を実施 ▶トップレベルの団体と劇場、音楽堂等の拠点が連携した取組等への支援 ▶芸術作品の鑑賞機会、芸術祭等の充実 ▶芸術文化振興基金による助成事業等 ▶新国立劇場における公演の充実

#### (2) メディア芸術の振興

▶メディア芸術祭の一層の充実, 関連イベントとの連携推進, 諸外国への発信 ▶メディア芸術作品・関連資料等のデータベース整備・デジタルアーカイブ化等を推進 ▶大学や製作現場等と連携し, 若手クリエイターに専門的研修や作品発表の場を提供 ▶日本映画・映像作品の製作環境の整備, 国内外への発信や人材育成, 国際共同製作への支援, 東京国立近代美術館フィルムセンターにおける作品の収集・保管の推進

### (3) 伝統芸能の継承及び発展

▶歴史的・文化的価値の理解・普及, 公演等への支援 ▶伝統芸能の鑑賞機会を提供, 古典の継承と活性化 ▶伝承者養成への支援, 伝統的技術の後継者育成, 原材料確保

### (4) 芸能の振興

▶創造活動, 人材育成, 普及活動に対する重点的支援等 ▶芸能の鑑賞機会を提供

### (5) 生活文化, 国民娯楽, 出版物等の普及

▶衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の振興, 国民娯楽に関する活動推進 ▶出版物, レコード等の普及, 国民が身近に親しめる環境整備

### (6) 文化財等の保存及び活用

▶文化財の公開・活用を積極的に推進 ▶歴史文化基本構想の策定支援等, 地域の文化財の総合的な保存・活用, 文化財と周辺環境の一体的な保存・活用 ▶文化財登録制度を活用し文化財保護の裾野を拡大 ▶有形文化財の維持管理, 修理の充実, 防災・防犯対策への支援充実等 ▶無形文化財の伝承者確保・養成, 伝統的技術の継承 ▶古墳壁画の保存・活用 ▶文化財保存技術の保存・継承 ▶世界遺産への登録推薦 等

## 2. 地域における文化芸術振興

▶多彩な文化芸術の鑑賞機会の充実, 地域における創造活動等の支援, 地域住民の文化芸術活動への参加促進 ▶地域の特色ある文化芸術活動を推進, 担い手を育成 ▶関係機関の連携による地域文化の振興, 文化芸術の創造性や魅力を教育, 福祉, 観光・産業等の分野に活用して地域活性化を図る取組を促進 ▶伝統行事等の継承・発展, 文化的景観の保護 ▶アイヌ文化の振興

## 3. 国際交流等の推進

▶海外公演や海外展, 国際共同制作への支援充実等 ▶中核的国際芸術フェスティバルへの支援, 特色ある国際文化交流の取組, 国際会議の日本開催を支援 ▶東アジアをはじめ世界各国との国際文化交流を推進 ▶文化人・芸術家等の相互交流・連携, 国際的ネットワークの形成 ▶青少年の国際文化交流等の推進 ▶メディア芸術の情報拠点構築, 海外発信 ▶日本文学作品の翻訳・普及, 日本文化の総合的な情報発信 ▶文化遺産国際協力の推進 ▶アジア・太平洋地域等における無形文化遺産保護活動への協力

## 4. 芸術家等の養成及び確保等

▶新進芸術家等の海外留学, 研修事業, 活動成果の発表機会等の充実 ▶幅広い人材の養成・確保, 研修充実による文化芸術活動を担う人材の育成 ▶関係機関の連携による計画的・系統的な人材育成 ▶文化芸術に係る教育・研究の充実 ▶芸術家等の活動環境等に関する諸条件

の整備, 社会的・経済的・文化的地位の向上

## 5. 国語の正しい理解

▶国語に関する調査の定期的実施, 国語に対する意識の向上と国語力の育成 ▶改定常用漢字表等の普及 ▶敬語に関する具体的な指針の普及 ▶消滅の危機にある言語・方言の実態把握と調査研究 ▶学校教育の一層の充実 ▶子どもの自主的な読書活動の推進 ▶豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境の整備 等

## 6. 日本語教育の普及及び充実

▶対象者の拡大に対応した日本語教育の充実 ▶地域の実情に応じた日本語教室の開設, 日本語指導者・ボランティアやコーディネーターの養成・研修等 ▶日本語教員等の海外派遣・招聘研修の推進, 情報通信技術を活用した日本語教材等の提供

## 7. 著作権等の保護及び利用

▶デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上の課題について総合的な検討, 法制度の整備・運用, 調査研究の実施, 著作物の流通促進のためのシステム構築等 ▶著作権に関する知識と意識の普及 ▶著作物等の海賊版の流通の防止・撲滅

## 8. 国民の文化芸術活動の充実

### (1) 国民の鑑賞等の機会の充実

▶文化芸術の公演・展示等への支援 ▶展覧会における美術品損害に対する政府補償制度の導入等 ▶国民文化祭をはじめ, 文化芸術に対する国民の関心喚起・参加促進する機会の充実 ▶文化ボランティア活動の活発化のための情報提供, 相互交流の推進等

### (2) 高齢者, 障害者等の文化芸術活動の充実

▶施設のバリアフリー化, 字幕・音声案内サービス, 託児サービスの促進等, 対象者のニーズに応じた工夫や配慮等を促進 ▶関係団体等の取組支援

### (3) 青少年の文化芸術活動の充実

▶多彩な優れた芸術の鑑賞機会, 伝統文化や文化財に親しむ機会を充実 ▶青少年を対象とした公演等への支援, 文化芸術活動の機会の充実 ▶指導者の養成・確保 ▶学校等と連携した地域の美術館, 博物館における教育普及活動の充実

### (4) 学校教育における文化芸術活動の充実

▶体験学習など教育の充実, 鑑賞機会の充実 ▶教員の資質向上, 地域の芸術家等が教員と協力して指導を行う取組の促進 ▶伝統的な音楽に関する教育の適切な実施 等

## 9. 文化芸術拠点の充実等

### (1) 劇場, 音楽堂等の充実

▶地域の核となる劇場, 音楽堂等の文化芸術活動を支援 ▶劇場, 音楽堂等の法的基盤の整備について早急に検討 ▶国立劇場, 新国立劇場等の活動の推進 ▶地域の劇場, 音楽堂等の創造活動, 芸術家等の配置・研修等への支援, 情報提供等の充実 等

### (2) 美術館, 博物館, 図書館等の充実

▶企画展示技術の向上や文化財等の適切な保存管理の徹底等 ▶学芸員や教育普及等を担う

専門職員の研修の充実 ▶指定管理者制度の導入に関するガイドラインの作成等 ▶登録美術品制度の活用 ▶所蔵品の目録の整備, 書誌情報やデジタル画像等のアーカイブ化を促進 ▶国立美術館, 国立博物館等の各機能の充実 ▶図書館が地域を支える情報拠点となるよう充実方策の提示等の支援 ▶司書等の資質向上を図る研修等の充実 ▶博物館・図書館・公文書館(MLA)等の連携促進

**(3) 地域における文化芸術活動の場の充実**

▶社会教育施設, 学校施設等の利用の促進 等

**(4) 公共の建物等の建築等に当たっての配慮**

▶周囲の環境や景観, 歴史, 文化等と調和した施設の整備・保全

**10. その他の基盤の整備等**

**(1) 情報通信技術の活用の推進**

▶多様な文化芸術, 映画・映像, 文化財等の情報のネットワーク化・アーカイブ化等 ▶科学技術の活用等を通じた取組の推進 等

**(2) 地方公共団体・民間の団体等への情報提供等**

▶各種の情報・資料の収集・保存(アーカイブの構築), 活用方法の検討等 ▶相談, 助言等の窓口機能の整備 等

**(3) 民間の支援活動の活性化等**

▶寄附文化を醸成するための税制上の措置の活用 等

**(4) 関係機関等の連携等**

▶関係府省間の連携・協働, 関係機関等が役割を明確化, 相互の連携強化, 協力促進

**(5) 顕彰**

▶積極的な顕彰

**(6) 政策形成への民意の反映等**

▶国民の意見を十分考慮した上での政策形成 ▶各地域における情報・意見の交換を行う場の設定 ▶基礎的データの収集, 各種調査研究の充実 ▶適切な評価方法の確立

### 3 滋賀県文化振興条例(平成 21 年 滋賀県条例第 55 号)

#### 目次

##### 前文

##### 第 1 章 総則 (第 1 条—第 3 条)

##### 第 2 章 文化振興基本方針 (第 4 条)

##### 第 3 章 文化の振興に関する基本的施策 (第 5 条—第 15 条)

##### 第 4 章 滋賀県文化審議会 (第 16 条・第 17 条)

##### 付則

私たちのふるさと滋賀は、母なる琵琶湖を田園、山並みなどが取り巻く穏やかな自然に恵まれ、いにしえから交通の要衝として人、もの、情報が行き交う歴史の重要な舞台となってきた。こうした独自の歴史や風土の中で、自律性、進取の気性などが培われるとともに、地域の特色ある伝統的な文化が先人から脈々と受け継がれてきた。また、それぞれの時代を生きる人々の感性や国内外との交流により新たな文化が創造されてきており、これらが滋賀の個性ある文化を形成している。

文化は、私たちに感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらすとともに、感性や創造力をはぐくむものである。また、人と人が互いに理解し尊重し合う基盤となり、教育、福祉等と密接に関連するとともに、経済の発展にも寄与するなど、地域社会の発展に欠かせない影響力を有している。

今、心の豊かさや人と人との絆が求められる時代を迎え、文化の役割がより重みを増してきており、文化の価値を改めて認識する必要がある。また、県内各地において、文化を生かした取組が活発になりつつあり、そうした活動を育て、滋賀の文化を次の世代へ着実に引き継いでいかなければならない。

私たちは、だれもが誇りや愛着を持てる滋賀の実現を目指し、多様な主体による協働のもとに、日々の暮らしの中で魅力ある滋賀の文化をはぐくむことを決意し、ここに滋賀県文化振興条例を制定する。

#### 第 1 章 総則

##### (目的)

**第 1 条** この条例は、文化の振興に関し、基本理念を定め、および県の責務を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策（以下「文化振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化振興施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで潤いのある県民生活および個性豊かで活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

**第2条** 文化の振興に当たっては、県民一人ひとりが文化の担い手であることにかんがみ、文化に関する活動（以下「文化活動」という。）を行う者の自主性が尊重されるとともに、創造性が十分に発揮されるよう配慮されなければならない。

2 文化の振興に当たっては、文化を創造し、および享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、県民が等しく文化活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化の振興に当たっては、文化の継承および発展を担う人材が育つとともに、その地位の向上が図られるよう配慮されなければならない。

4 文化の振興に当たっては、歴史、風土等に培われてきた地域の特色ある文化、新たに創造される文化その他の多様な文化がすべての県民に大切にはぐくまれ、次の世代に継承されるよう配慮されなければならない。

5 文化の振興に当たっては、滋賀の文化の魅力が国内外に広まり、多様な文化との交流が盛んになるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

**第3条** 県は、前条に定める基本理念にのっとり、文化振興施策を総合的に策定し、および実施するものとする。

2 前項の規定による文化振興施策の策定および実施に当たっては、長期的かつ広域的な視点に立つとともに、広く県民の意見が反映されるよう十分に配慮するものとする。

3 県は、国および地方公共団体以外のもの（以下「民間団体等」という。）が行う文化活動が活発になるよう、民間団体等との連携に努めるとともに、民間団体等に対し、必要な助言、支援または調整を行うよう努めるものとする。

4 県は、地域における文化の振興に市町が果たす役割の重要性にかんがみ、市町との連携に努めるとともに、市町が文化振興施策を策定し、および実施するために必要な助言、支援または調整を行うよう努めるものとする。

5 県は、滋賀の文化が県外の文化との交流の中ではぐくまれてきたことにかんがみ、県外の地方公共団体および国との連携に努めるものとする。

## 第2章 文化振興基本方針

**第4条** 知事は、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な方針（以下「文化振興基本方針」という。）を定めるものとする。

2 文化振興基本方針は、文化の振興に関する総合的かつ長期的な目標、文化振興施策の方向その他必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、文化振興基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

- 4 知事は、文化振興基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、滋賀県文化審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、文化振興基本方針を定めたときは、これを公表するものとする。
- 6 前3項の規定は、文化振興基本方針の変更について準用する。

### 第3章 文化の振興に関する基本的施策

(芸術活動の促進)

**第5条** 県は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーションおよびコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいう。）その他の芸術について創造性豊かな活動を促進するため、これらの芸術の公演、展示等への支援およびその実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域において継承されてきた文化的資産の保存および活用)

**第6条** 県は、歴史、風土等に培われてきた有形および無形の文化財その他の地域において継承されてきた文化的資産の保存および活用を図るため、これらの文化的資産の調査およびその修復、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(魅力ある風景の保全および継承)

**第7条** 県は、人々の生活とともに形成されてきた滋賀の魅力ある風景を保全し、次の世代に継承するため、地域の風景を守り育てる活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化活動の場の充実)

**第8条** 県は、文化施設（文化活動に係る公演、展示等を行うための施設をいう。以下同じ。）について、その特色を生かした事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、県民の文化活動の場の充実を図るため、文化施設以外の場所の活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化に関する情報の発信および取得)

**第9条** 県は、県民が文化に関する情報を効果的に発信し、および容易に取得することができるよう、文化に関する情報の発信および取得の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化に関する交流の促進)

**第10条** 県は、県民と国内外の人々との文化に関する交流を促進するため、その機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(産業の分野との連携)

**第11条** 県は、観光その他の産業の分野の発展とともに文化の振興を図るため、これらの分野への文化的資産の活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化活動の充実)

**第 12 条** 県は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、これらの者の文化活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化活動の充実)

**第 13 条** 県は、次代の社会を担う青少年が行う文化活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化活動に係る公演、展示等の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化活動の充実)

**第 14 条** 県は、学校教育における文化活動の充実を図るため、文化に関する体験学習の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化の継承および発展を担う人材の育成)

**第 15 条** 県は、文化に関する専門的な活動を行う者、その活動を支える者その他の文化の継承および発展を担う人材の育成を図るため、これらの者が行う文化活動への支援、文化活動で顕著な成果を収めた者の顕彰その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### **第 4 章 滋賀県文化審議会**

(滋賀県文化審議会)

**第 16 条** 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県文化審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、第 4 条第 4 項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、文化の振興に関する事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、文化の振興に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

**第 17 条** 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、文化の振興に関し学識経験を有する者および県民から公募した者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### **付 則 抄**

1 この条例は、公布の日から施行する。

## 4 大津市総合計画第2期実行計画 結(ゆい)プラン(抜粋)

### 基本政策6 古都の風格と新しい感性がともに息づくまちにします

#### 施策30 市民文化の香り豊かなまちづくり

##### 施策の目標

文化は、人間の営みの中で物心両面の成果として形づくられてきたものですが、その中でも、市民の日常生活に身近な文化としての市民文化をはぐくむことは、市民の連帯やまちへの愛着をはぐくむことにもつながります。

このため、多様な文化活動を促進し、個性ある市民文化の香り豊かなまちを目指します。

##### 重点化の視点

市民文化は、芸術や伝統芸能の鑑賞をするだけでなく、市民が自ら主体的に参加することにより、個性あるものとしてはぐくまれます。

このため、文化活動に参加する機会づくりや活動成果の発表の場の充実など、市民が文化に親しむ機会の充実を図るとともに、文化活動を支える環境を整備します。

#### 施策31 歴史や伝統に触れるまちづくり

##### 施策の目標

「古都」である本市には、先人により培われた、豊かな歴史や文化が息づいています。また、多様な地域の特性を反映した、個性豊かな伝統や風習もはぐくまれてきました。

こうした歴史や文化、伝統などは本市の特色である多様な個性の源泉であるため、これらを保存・継承するとともに、市民や来訪者がこうした歴史や伝統に触れることのできるまちづくりを推進します。

##### 重点化の視点

地域の個性としての歴史や文化に触れ、その保存・継承に携わることは、市民のコミュニティ意識の醸成や地域への愛着づくりにつながります。

このため、まちの歴史や行祭事に関する情報を提供し、歴史や伝統に対する市民の意識を啓発するとともに、伝統文化の保存・継承を推進します。

#### 施策32 文化財を大切にすまちづくり

##### 施策の目標

文化財は、まちの成り立ちや歴史的な位置づけを現代に伝える、先人が残した貴重な足跡です。

こうした史跡・文化財を保存・活用することにより、まちの歴史や文化に触れ、学ぶことができるまちづくりを推進します。

#### **重点化の視点**

文化財は、本市の歴史や個性を後世に伝える貴重な資源であることから、文化財の保存を推進するとともに、その積極的な活用により、市民の意識を高め、市民共有の財産として次代に継承していきます。

## 5 大津市内の公共文化施設一覧

### ○美術館・博物館

施設名	所在地	電話番号
滋賀県立近代美術館	大津市瀬田南大萱町1740-1	543-2111
大津市歴史博物館	大津市御陵町2-2	521-2100
三橋節子美術館	大津市小関町1-1	523-5101

### ○文化ホール

施設名	所在地	電話番号
滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール	大津市打出浜15-1	523-7133
ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター	大津市におの浜一丁目1-20	527-3315
大津市民会館	大津市島の関14-1	525-1234
大津市北部地域文化センター	大津市堅田二丁目1-11	574-0140
大津市生涯学習センター	大津市本丸町6-50	527-0025
大津市和邇文化センター	大津市和邇高城12	594-8022

### ○その他公共文化施設

施設名	所在地	電話番号
大津市立市民文化会館	大津市御陵町2-3	522-7165
長等創作展示館	大津市小関町1-1	523-5101
大津市伝統芸能会館	大津市園城寺町246-24	527-5236
スカイプラザ浜大津	大津市浜大津一丁目3-32	525-0022
大津市仰木太鼓会館	大津市仰木四丁目2-50	572-0028

### ○図書館

施設名	所在地	電話番号
滋賀県立図書館	大津市瀬田南大萱町1740-1	548-9691
大津市立図書館	大津市浜大津二丁目1-3	526-4600
大津市北図書館	大津市堅田二丁目1-11	574-0145
大津市立和邇図書館	大津市和邇高城25	594-2050

## ○公民館

施設名	所在地	電話番号
大津公民館	大津市島の関14-1	526-2666
木戸公民館	大津市木戸58	592-1124
和邇公民館	大津市和邇中94-1	594-2234
小野公民館	大津市湖青一丁目1-2	594-2000
小野公民館分館	大津市湖青一丁目1-5	594-2000
葛川公民館	大津市葛川坊村町237-37	599-2001
伊香立公民館	大津市伊香立生津町133-1	598-2001
真野北公民館	大津市緑町4-1	574-3211
真野公民館	大津市真野四丁目6-2	572-1164
堅田公民館	大津市本堅田三丁目8-1	572-0222
仰木公民館	大津市仰木四丁目15-11	572-0205
仰木の里公民館	大津市仰木の里七丁目1-25	573-7135
雄琴公民館	大津市雄琴一丁目17-2	578-1035
日吉台公民館	大津市日吉台一丁目15-1	579-4518
坂本公民館	大津市坂本六丁目1-12	578-0015
下阪本公民館	大津市下阪本三丁目14-30	578-0017
唐崎公民館	大津市唐崎二丁目10-1	578-3084
滋賀公民館	大津市南志賀一丁目8-32	522-2180
山中比叡平公民館	大津市比叡平三丁目57-1	529-0146
藤尾公民館	大津市横木二丁目4-1	522-3876
長等公民館	大津市大門通16-40	525-0854
逢坂公民館	大津市京町三丁目1-3	524-7827
中央公民館	大津市中央二丁目2-5	526-4835
平野公民館	大津市打出浜10-30	522-6276
膳所公民館	大津市本丸町6-40	522-7513
富士見公民館	大津市富士見台3-30	534-8122
晴嵐公民館	大津市北大路一丁目9-5	537-3221
石山公民館	大津市石山寺三丁目15-15	537-0001
南郷公民館	大津市南郷一丁目12-13	533-0292
大石公民館	大津市大石中一丁目7-4	546-1002
田上公民館	大津市里三丁目9-1	546-0001
上田上公民館	大津市牧一丁目1-24	549-0003
青山公民館	大津市青山五丁目13-36	549-3664
瀬田公民館	大津市大江三丁目2-1	545-4084
瀬田北公民館	大津市大將軍一丁目14-30	544-2021
瀬田南公民館	大津市神領三丁目8-9	544-2031
瀬田東公民館	大津市一里山三丁目16-1	545-9001

## 6 大津市内の文化財(国宝)一覧

種 別	指定年月日	名 称	員 数	所有者	時 代
絵画	M30.12.28	絹本著色六道絵	15 幅	聖 衆 来 迎寺	鎌倉
絵画	M33.4.7	絹本著色不動明王像(黄 不動尊)	1 幅	園城寺	平安
絵画	S13.7.4	紙本墨画五部心観(完 本) 紙本墨画五部心観(巻初 を欠く)	1 巻 1 巻	園城寺	唐・平安
彫刻	M33.4.7	木造智証大師坐像(御廟 安置)	1 軀	園城寺	平安
彫刻	M33.4.7	木造智証大師坐像(御骨 大師)	1 軀	園城寺	平安
彫刻	M33.4.7	木造新羅明神坐像(新羅 善神堂安置)	1 軀	園城寺	平安
工芸品	M33.4.7	宝相華蒔絵経箱	1 合	延暦寺	平安
工芸品	T15.4.19	金銅経箱	1 合	延暦寺	平安
工芸品	S39.5.26	七条刺納袈裟 刺納衣	1 領 1 領	延暦寺	隋
書跡等	M30.12.28	伝教大師将来目録	1 巻	延暦寺	平安
書跡等	M30.12.28	羯磨金剛目録	1 巻	延暦寺	平安
書跡等	M33.4.7	天台法華宗年分縁起	1 巻	延暦寺	平安
書跡等	M33.4.7	六祖恵能伝	1 巻	延暦寺	唐
書跡等	M33.4.7	伝教大師入唐牒	1 巻	延暦寺	唐
書跡等	S28.11.14	嵯峨天皇宸翰光定戒牒	1 巻	延暦寺	平安
書跡等	M33.4.7 他	智証大師関係文書典籍		園城寺	平安・唐
書跡等	M30.12.28	延暦交替式	1 巻	石山寺	平安
書跡等	M30.12.28	越中国官倉納穀交替記 残巻	1 巻	石山寺	平安
書跡等	M33.4.7	玉篇巻第廿七 後半	1 巻	石山寺	唐
書跡等	M33.4.7	周防国玖珂郡玖珂郷延 喜八年戸籍残巻	1 巻	石山寺	平安
書跡等	M33.4.7	漢書	2 巻	石山寺	奈良

種 別	指定年月日	名 称	員 数	所有者	時 代
書跡等	M33.4.7	史記卷第九十六、九十七殘卷	1 卷	石山寺	奈良
書跡等	S28.11.14	春秋經伝集解卷第廿六殘卷	1 卷	石山寺	平安
書跡等	S28.11.14	春秋經伝集解卷第廿九殘卷	1 卷	石山寺	平安
書跡等	S28.11.14	釈摩訶衍論	5 帖	石山寺	唐
書跡等	S34.6.27	淳祐内供筆聖教(薰聖教)	73 卷、1 帖	石山寺	平安
考古資料	S19.9.5	崇福寺塔心礎納置品		近江神宮	奈良
建造物	M32.4.5	延暦寺根本中堂	1 棟	延暦寺	江戸
建造物	M34.8.2	日吉大社西本宮本殿	1 棟	日吉大社	桃山
建造物	M34.8.2	日吉大社東本宮本殿	1 棟	日吉大社	桃山
建造物	M34.3.27	園城寺新羅善神堂	1 棟	園城寺	室町
建造物	M39.4.14	園城寺金堂	1 棟	園城寺	桃山
建造物	M34.3.27	勸学院客殿	1 棟	園城寺	桃山
建造物	M34.3.27	光浄院客殿	1 棟	園城寺	桃山
建造物	M31.12.28	石山寺本堂	1 棟	石山寺	平安・桃山
建造物	M32.4.5	石山寺多宝塔	1 基	石山寺	鎌倉

## 7 新大津市文化振興ビジョン策定懇話会要綱

(設置)

第1条 本市の文化振興の将来像を展望し、文化行政を総合的かつ計画的に推進するため、大津市文化振興ビジョン（平成12年策定）に代わる新たな指針（以下「新文化振興ビジョン」という。）を策定するに当たり、必要な調査及び検討を行うことを目的として、新大津市文化振興ビジョン策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、新文化振興ビジョンの策定に係る必要な事項の調査及び検討に関する事務を所掌する。

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 芸術文化に関する団体又は施設の代表者等
- (3) 市民団体の代表者等
- (4) 市長が行う委員の公募に応募した市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 前項第4号の規定にかかわらず、公募を実施しても応募者がなかったとき、又は適任者がなかったときは、公募によらず、市民のうちから委員を委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から懇話会が廃止される日までとする。

(会長)

第5条 懇話会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 会長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、主宰する。

2 会長は、会議に委員以外の者の出席を求め、又は傍聴を認めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、市民部国際文化交流課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の施行後最初に開催される懇話会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## 8 新大津市文化振興ビジョン策定懇話会委員名簿

区 分	氏 名	備 考
学識経験者	うし お 牛尾 いく お 郁夫	成安造形大学学長
学識経験者	こん どう 近藤 こう いち 宏一	立命館大学経営学部副学部長
芸術文化 団体代表	まつ い 松井 すけ ひこ 佐彦	大津市文化連盟会長
芸術文化 団体代表	かわしま 川嶋 や え 八重	大津市鑑賞連盟事務局長
芸術文化 団体代表	わたなべ 渡邊 あつ こ 敦子	滋賀学区文化協会会長
芸術文化 施設代表	いのうえ 井上 たけお 建夫	財団法人びわ湖ホール理事長・館長
市民団体代表	なかもと 中本 まつ お 松雄	大津市自治連合会理事
市民団体代表	にしもと 西本 いく こ 育子	大津市市民活動センター運営スタッフ
公募市民	よし だ 吉田 ゆう すけ 遊介	公募市民

## 9 ビジョン策定までに係る経過

	開催日	場所	内容
第1回	平成22年7月28日	市役所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員委嘱</li> <li>・会長選出</li> <li>・大津市長からの諮問</li> <li>・現大津市文化振興ビジョン策定の経過と進捗状況について</li> <li>・新大津市文化振興ビジョンの策定スケジュールについて</li> <li>・講話 「国及び滋賀県における文化振興行政の現状と課題について」</li> </ul>
第2回	平成22年9月30日	市役所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後のスケジュールについて</li> <li>・新大津市文化振興ビジョンの全体像について（自由討論）</li> </ul>
第3回	平成22年11月24日	市役所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新大津市文化振興ビジョンの基本方針について</li> <li>・新大津市文化振興ビジョンの素案について</li> </ul>
第4回	平成23年1月20日	市役所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次大津市文化振興ビジョン（案）について</li> <li>・市民パブリックコメントについて</li> </ul>
パブリックコメント実施	平成23年1月27日から 平成23年2月17日まで		・第2次大津市文化振興ビジョン（案）に対するパブリックコメント募集
第5回	平成23年2月24日	市民文化会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民パブリックコメントの結果について</li> <li>・第2次大津市文化振興ビジョンの答申について</li> </ul>
	平成23年3月15日	市役所	・市長へ答申

## 第2次大津市文化振興ビジョン

発行：大津市 市民部 国際文化交流課

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

電話 (077) 523-1234 (代表)

発行日：平成23年3月